

第一

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の骨子

保障措置の強化・効率化に関する規定の整備

一 核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書（以下単に「追加議定書」という。）の実施に関する規定の整備

1 国際特定活動に関する規定の整備

（一）「国際特定活動」とは、追加議定書附属書 1 に掲げる活動をいうものとする。

（二）国際特定活動を行う者は、政令で定めるところにより、国際特定活動を開始した日から三十日以内に、内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。

2 報告徴収

内閣総理大臣は、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して報告又は説明を行うために必要な限度において、国際規制物質を使用している者その他の者に対し、国際原子力機関からの要請に係る事項その他の政令で定める事項に関し報告をさせることができるものとする。

3 立入検査等

(一) 内閣総理大臣は、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は(二)による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿等の検査、関係者に対する質問又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質等の試料の収去ができるものとする。

(二) 国際原子力機関の指定する者は、内閣総理大臣の職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿等の検査又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質等の試料の収去ができるものとする。

(三) 内閣総理大臣は、追加議定書に基づく保障措置の実施に必要な限度において、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付けができるものとする。

(四) 国際原子力機関の指定する者は、内閣総理大臣の職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資そ

その他の物の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付けができるものとする。

二 保障措置検査等の規定の整備

1 保障措置検査

- (一) 国際規制物資使用者等は、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において総理府令で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならないものとする。

- (二) (一)の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たっては、内閣総理大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて総理府令で定めるものを行うことができるものとする。

- (1) 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- (2) 帳簿等の検査
- (3) 核燃料物質等の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
- (4) 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

2 指定保障措置検査等実施機関

(一) 内閣総理大臣は、その指定する者（以下「指定保障措置検査等実施機関」という。）に、次に掲

げる業務（以下「保障措置検査等実施業務」という。）の全部又は一部を行わせることができるものとし、その指定の基準は、保障措置検査等実施業務を適確に遂行する能力があること、民法第三十四条の規定により設立された法人であること等とすること。

(1) 実施指示書に基づいて行う保障措置検査

(2) 保障措置検査に係る規定により提出させ、又は立入検査に係る規定により収去した試料（保障措置の実施のために収去したものに限る。）の試験等

(3) 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究その他の業務であつて政令で定めるもの

(二) 指定保障措置検査等実施機関に関し、指定の欠格条項、保障措置検査の実施、業務規定、区分経理、交付金、役員の選任及び解任等、役員及び職員の地位、監督命令、指定の取消し等、公示等指定保障措置検査等実施機関の業務に関する所要の規定の整備を行うものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 貯蔵の事業に関する規定の新設

一 貯蔵の事業の許可等

1 使用済燃料（実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。）の貯蔵（原子炉設置者等が原子炉施設等において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

2 通商産業大臣は、1の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないものとする。

3 通商産業大臣は、1の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の（一）から（四）までの基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとする。

(一) 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

(二) その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(三) その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

(四) 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

4 通商産業大臣は、1の許可をする場合においては、あらかじめ、3の(一)、(二)及び(三)(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、3の(三)(技術的能力に係る部分に限る。)及び(四)の基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないものとする。

二 設計及び工事の方法の認可等

1 設計及び工事の方法の認可

一の1の使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者(以下「使用済燃料貯蔵事業者」という。)は

、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について通商産業大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 使用前検査

(一) 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の工事及び性能について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵施設を使用してはならないものとする。

(二) (一)の検査においては、使用済燃料貯蔵施設が次に適合しているときは、合格とするものとする。

(1) その工事が1の認可を受けた設計及び方法に従って行われていること。

(2) その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 溶接の方法及び検査

(一) 通商産業省令で定める使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものについては、その溶接につき通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵事業者は、これを使用してはならないものとする。

(二) (一)の検査においては、その溶接が次に適合しているときは、合格とするものとする。

(1) 通商産業大臣の認可を受けた方法に従つて行われていること。

(2) 通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 定期検査

(一) 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて通商産業省令で定める期間ごとに通商産業大臣が行う検査を受けなければならないものとする。

(二) (一)の検査は、その使用済燃料貯蔵施設の性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

三 その他

使用済燃料の貯蔵の事業の許可等の規定の新設に伴い、貯蔵の事業開始等の届出、貯蔵計画、使用済燃料貯蔵施設の使用の停止及び解体、使用済燃料取扱主任者の職務等、その他使用済燃料の貯蔵の事業に関し、必要な措置を講ずるものとする。

四 其所要の規定の整備を行うものとする。